

第5章 環境意識の醸成

第1節 環境教育・環境学習の推進

1 体系的な環境教育・環境学習の推進

(1) 環境アドバイザー制度^{*1}【環境政策課】

「環境にやさしい人づくり」を推進するため、平成6年6月から、環境アドバイザー制度を導入しています。

この制度は、環境問題に関する学習会等へ環境アドバイザーとして講師を派遣するもので、32人の環境に関する専門家を登録しています。

この制度により、県民の環境問題への関心や環境保全に対する取組みの意識が高まってきています。

表3-5-1 環境アドバイザー利用実績

		15年度	16年度
派遣（紹介）件数		27件	14件
受講者数（人）		1,609	660
受講者数内訳	一般県民	383	322
	企業	142	100
	団体等	341	53
	教員・生徒	743	185

（注）平成16年度は平成16年10月末まで

(2) 学校における環境教育

【高校教育課・義務教育課】

学校教育においては、従来、小・中・高等学校の総合的な学習の時間や、社会科または理科の授業等で児童・生徒の発達段階に応じて、環境に関する学習が行われています。

県としても、環境問題について理解を深め、責任を持って環境を守るための行動が取れるような児童・生徒を育成するために、次のような取組みを行っています。

環境・エネルギー教育

小・中学校では、平成15年度から、市町村の自主的な取組みを支援することにより、地域の特色に応じた環境・エネルギー教育に関する学校教育の取組みを促し、地域の小・中学校の児童・生徒等の理解を深めることをねらいとして、「環境・エネルギー教育支援事業」を開始しました。

平成16年度も、「環境・エネルギー教育支援事業」を継続しており、上期は19市町村の小学校95校、中学校16校が活用しています。

今後は、活動内容を実践事例集にまとめることによって情報を共有化し、環境・エネルギー教育の県全体への啓発に結びつけていきたいと考えています。

表3-5-2 環境・エネルギー教育支援事業取組み状況
（平成15年度）

	小学校	中学校
環境・エネルギー教育に関連する施設等の見学	50校	17校
講師による講演や意見交換会での指導および助言	8校	9校
エネルギー教育に関する資料・機材の活用方法の研究	75校	54校

高等学校では、理科や地歴・公民、家庭、農業、工業など関係教科・科目で、環境・エネルギー問題について学習しているほか、平成15年度から実施している「総合的な学習の時間」においても、12校がこれらの問題に取り組んでいます。また、理科関係クラブの研究や教員の自主的な研究においても、「セイタカアワダチソウの分布状況について」や「河川や里山の魚の生息状況について」の発表、報告があります。

環境教育実践モデル事業

平成15年度から平成16年度の2年間にわたり、家庭、地域、学校が一体となった環境教育のモデル地域として、三方町で環境教育実践モデル事業に取り組んでいます。

^{*1}環境アドバイザー制度：環境保全についての有識者や環境保全活動の実践者を「環境アドバイザー」に委嘱し、公民館、各種団体や学校等が主催する環境問題に関する学習会、講演会に講師として派遣、紹介する制度です。

<環境教育実践モデル事業内容>

- ・学校関係者、環境グループ、婦人会、PTA代表等で構成された環境教育推進協議会を年2回実施し、全体研修会の企画・実施、報告書の作成等について協議しました。
- ・三方町内の全小中学校で、各教科や総合的な学習の時間における環境学習に積極的に取り組むとともに、その効果的な指導方法や教材の開発等各校の特色を生かした研究に取り組んでいます。

(3) こどもエコクラブの応援【環境政策課】

「こどもエコクラブ」とは、環境省が、子どもたちの主体的な環境学習や実践活動を支援している環境活動のクラブです。2人以上の小・中学生と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）でクラブを登録することができ、平成15年度末で45クラブ、768人が登録されています。



イメージキャラクター
「エコまる」

また、県では、こどもエコクラブの活動に対して、現地で子どもたちの指導・解説を行う「ふくいこどもエコクラブフィールド活動応援団」を紹介しています。応援団には、水生生物や野鳥観察、リサイクルの指導等、環境に関する専門知識や活動経験を有する36人が登録されています（平成15年度末現在）。

(4) 人材の育成

ナチュラリスト・ナチュラリストリーダー^{*1}

【自然保護課】

県では、自然とのふれあいを促進し、自然保護思想の普及を図ることを目的として、平成2年度からナチュラリスト養成事業を推進しています。ナチュラリストの平成15年度末の登録者数は6,429人で、そのうち111人がナチュラリストリーダーに登録されています。

○ナチュラリストリーダーの養成

平成15年度は、ナチュラリストリーダーやリー

ダーを目指す人を対象に、より専門的な講座を年3回（延べ3日間）実施しました。

○普及啓発

自然保護の普及啓発誌として「ナチュラリスト」（39～41号）を編集・発行しました。

フォレストサポーター^{*2}【森づくり課】

県では、県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識の普及と森林の案内や野外活動等のボランティア活動の指導者として、フォレストサポーターとジュニアフォレストサポーターを養成しています。

平成15年度には11人のフォレストサポーターを認定し、現在、81人のフォレストサポーターが活動を実施しています。平成16年度には、14人が養成研修を受講しています。

また、ジュニアフォレストサポーターは、養成研修を年2回（夏・冬）実施しており、現在40人を認定しています。平成16年度からは高校生を対象とした養成研修も開始しており、第1回目の今年は13人を認定したところです。

今後も子供たちに対して積極的に森林環境教育の実施や森林体験の機会を提供し、未来の森林を担うボランティアリーダーとして市民参加型森林整備等で活躍してもらうことを期待しています。



ジュニアフォレストサポーターの養成研修

^{*1}ナチュラリスト・ナチュラリストリーダー：一般には、自然に関心を持って積極的に自然に親しむ人や自然の動植物を観察・研究する人のことを指しますが、県ではこれらの人を「ナチュラリスト」として登録することにより、本県の優れた自然環境を県民の方が守り育てていこうとする活動を支援しています。また、ナチュラリストのうち観察会の指導員として活動する人を「ナチュラリストリーダー」として登録しています。

^{*2}フォレストサポーター：県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識の普及と森林の案内や野外活動等のボランティア活動の指導者として活動しています。

(5) 環境教育・学習の場【環境政策課】

県の自然保護センターや試験研究機関では、環境に関する展示や情報の提供、自然観察会等の学習機会の提供を行っています。

表3-5-3 県の主な環境教育・学習施設

施設名	概要
自然保護センター (大野市南六呂師)	・県内の自然を紹介する展示 ・プラネタリウム、天体観測施設 ・自然観察会等の実施
海浜自然センター (三方町世久見)	・ふれあい水槽、若狭の海などを紹介する展示 ・自然体験講座の開催
衛生環境研究センター (福井市原目町)	・環境情報コーナーでの環境関連図書、ビデオ等の資料の提供 ・見学者の受け入れ
内水面総合センター (福井市中ノ郷町)	・河川や淡水魚に関することなどの展示

2 環境に配慮した事業活動や日常行動の促進

(1) 環境月間【環境政策課】

環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月の1か月間は、「環境月間」とされています。県においても、環境問題について県民一

人ひとりの関心と理解をより一層深め、環境の保全に関する活動を行う契機とするため、様々な行事を実施しています。

表3-5-4 平成16年度「環境月間」の主な実施行事
テーマ：「広げよう やさしい配慮を 環境に」

【県民参加行事】

行事名	実施主体(所管)	内容	実施日	実施場所
ノーマイカーデーの実施	総合交通課	地球環境の保全と公共交通機関の利用促進を目的に「ノーマイカーデー」を実施し、全県的に推進を図る。 新聞、ポスター等による啓発	6/1(火) ・16(水) (毎月1・16日)	県内全域
天体観望会	自然保護センター	天体を観望したり、季節の星座の学習を通して、自然環境について理解を深める。	6月中の土曜日	自然保護センター
クリーンアップふくい大作戦	県・市町村 環境ふくい推進協議会 社団法人あすの福井県を創る協会等	環境月間中の第1日曜日を統一行動日として、県庁関係各課が所管する環境美化関連事業を統一行動日に合わせて実施するとともに、各市町村が設定する拠点地区や居住地周辺、工場・事業場周辺等の一般地区において美化活動を行うなど、県民、各種団体、行政が一体となって実施する。	統一行動日 6/6(日)	県内全域
自然観察会	自然保護センター・海浜自然センター	県内各地の自然について観察会を実施し、自然環境について理解を深める。	環境月間中	県内各地
衛生環境研究センターの施設公開	衛生環境研究センター	衛生環境研究センターの施設を公開し、環境の状況やセンターの業務の説明等を実施する。	環境月間中	衛生環境研究センター
サマーエコスタイル	環境政策課	冷房28℃以上と軽装(ノーネクタイ、ノー上着)を実施する。	6/21(月) ～9/23(木)	県、賛同事業所

【普及啓発事業】

行事名	実施主体(所管)	内容	実施日	実施場所
環境意識啓発パネル展	環境政策課	環境問題に関するパネル等を展示し、意識の高揚、啓発を行う。	6/14(月) ～18(金)	福井県庁県民ホール
アイドリングストップ運動推進月間	環境政策課	地球温暖化の原因である二酸化炭素の抑制を図るとともに、環境に配慮した行動の普及啓発を行う。	環境月間中	県内全域
広報活動	広報課 環境政策課	新聞、テレビ、各種広報紙、ポスター、チラシ、懸垂幕等で月間の趣旨や、環境美化に対するPRを実施する。	環境月間中	県内全域

【監視・指導強化】

行 事 名	実施主体（所管）	内 容	実施日	実施場所
環境パトロール	環境政策課 関係各課	工場・事業場、自然公園、廃棄物処理施設、畜産施設、道路、河川、海岸等の一斉パトロールを実施する。	6月24日（木）	県内全域
環境衛生パトロール	各健康福祉センター	廃棄物処理施設、浄化槽等を対象としたパトロールの実施および廃棄物適正処理の監視指導を実施する。	環境月間中	県内全域
スカイパトロール	廃棄物対策課 県警察本部生活環境課 各健康福祉センター	県警ヘリ「くずりゅう」による監視パトロールを実施する。	環境月間中	県内全域
公害事犯の集中取締り	県警察本部生活環境課 各警察署	ごみの不法投棄等の公害事犯の集中取締りを実施する。	環境月間中	県内全域
公害防止自主総点検	特定工場等	特定工場等での公害防止施設の操作、管理の自主的な総点検および環境美化活動を実施する。	環境月間中	県内全域
畜舎環境美化促進運動	農畜産課	県営牧場等の畜舎環境の美化を推進する。	環境月間中	県内全域

【その他の関連行事】

行 事 名	実施主体（所管）	内 容	実施日	実施場所
里地たんけん隊の実施	自然保護課 武生市	地元住民が里地里山を探検することにより地域の宝としての認識を深める。	5 / 23（日）	武生市安養寺
ごみ減量・リサイクル推進運動推進週間パネル展	廃棄物対策課	ごみの排出抑制、減量化および再生利用の推進に関するパネル等を展示し、意識の高揚、啓発を行う。	5 / 28（金） ～29（土）	県民会館 中2階
温暖化ストップ親子大作戦	環境政策課	夏休みを中心に家庭で節電に取り組む親子（ファミリー）を募集し、昨年に比べて電気使用量の削減率が大きかった親子（ファミリー）を表彰する。	募集期間 6 / 1（火） ～30（水） 取組期間 7 / 10（土） ～9 / 10（金）	県内全域
ふくい環境力向上プロジェクト推進モデル事業	環境政策課	地域の課題や資源をテーマにした環境保全活動について、環境保全団体等と地域の子どもたちが協働で行う活動を支援する。	募集期間 6 / 1（火） ～21（月） 活動期間 7月～17年1月	県内全域

（2）環境美化運動の促進

クリーンアップふくい大作戦【環境政策課】

地域の環境保全に関する県民意識の啓発を図ることを目的として、平成4年度から、県内一斉に住民が主体となって美化活動を行う「クリーンアップふくい大作戦」を実施しています。

<平成16年度実施状況>

- 統一行動日 6月6日（日）
- テーマ「生かそう 小さな汗 私たちの環境に」
- 実施内容
 - ・ 市町村が設定した拠点地区等における美化活動
 - ・ 民間団体や企業での、それぞれの団体活動を活かした特色ある美化活動
- 参加人数 約70,000人
- 県の取組み
 - ・ 自然公園環境美化事業
 - ・ 海の浮遊ごみを回収する海面環境保全事業

自然公園の美化【自然保護課】

自然公園美化思想の一層の普及を図るため、環境省では8月の第1日曜日を「自然公園クリーンデー」として位置付け、全国の自然公園を対象とした大規模な美化清掃活動を実施しています。平成15年度は、8月3日（日）を中心とする時期に実施し、県内7地区、約680人が参加しました。平成16年度は、8月1日（日）を中心とする時期に実施し、県内6地区、約810人が参加しました。

河川環境美化、河川愛護月間【河川課】

河川環境美化については、地域住民と一体となって、良好な河川環境の創出に努めています。

また、毎年7月の河川愛護月間には、河川愛護のパネル展、街頭における広報活動および親水イベント等、多様な活動を実施し、河川愛護に関する意識の啓発を行っています。

（3）環境情報の提供【環境政策課】

県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷の低減に向けた取組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要です。県では、インターネットや情報紙など様々な媒体を通じて、環境情報を提供しています。

「みどりネット」の整備、運用

県では、情報化時代に対応して、平成4年6月、パソコン通信による環境情報ネットワークシステム「みどりネット」を整備し、平成8年1月にはインターネットのホームページへと拡張しました。

さらに、環境情報のより一層の活用を図るため、各部局に分散している各種の環境情報をデータベース化し、行政内部での活用にとどまらず、広く県民に提供する「環境情報総合処理システム」を平成12年3月に整備しました。

このシステムは、大気や水質等の環境状況をはじめ、自然環境、土地利用状況、文化財等の環境情報をデータベース化し、地図や表等によりビジュアルに表示するもので、インターネットのホームページ「みどりネット」や県の「地域情報ネットワーク」から利用できます。

また、一部の情報はテレホンガイドシステムにより、電話やファクシミリからも利用できます。

（電話番号 0776-52-7122）

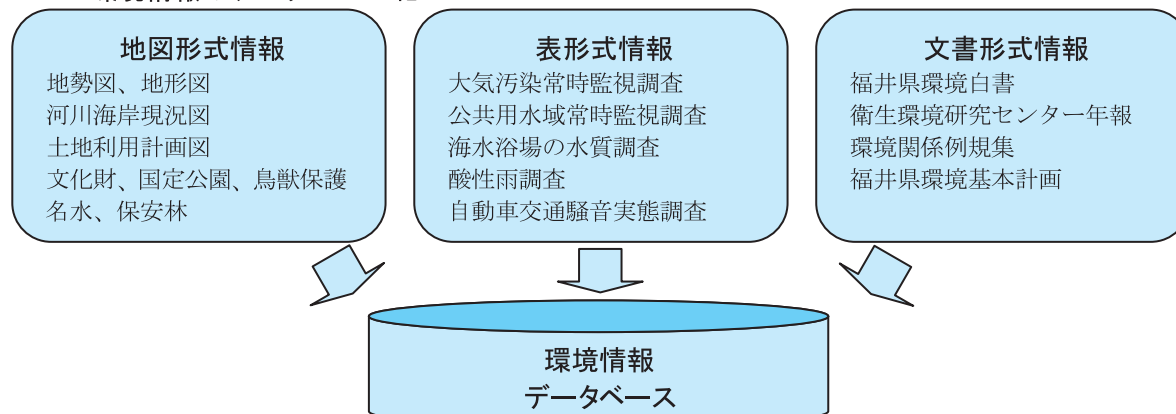
みどりネットの15年度のアクセス件数は、3,363,499件（ページビュー）でした。

（URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/>）



図3-5-5 環境情報総合処理システムの概要

1 環境情報のデータベース化



2 環境情報のビジュアル化

データベース化された多様な情報を、地図や表等によりビジュアルに表示します。



刊行物【環境政策課、廃棄物対策課、自然保護課】
水、大気、自然、廃棄物等の様々な環境と課題、
県の取組み等について、県民への情報提供を目的

に情報紙やパンフレット等の刊行物の作成・配布を
行っています。

表3-5-6 平成15年度 環境関連刊行物

刊行物の名称	発行状況	頁 数	発行部数	備 考
みんなのかんきょう	年4回 35～38号	8	2,900×4	環境ふくい推進協議会情報紙
平成15年度先進的環境保全活動支援事業報告書		22	400	
平成15年版 環境白書	年1回	120	700	
グリーン購入ふくいネット ニュースレター	年2回 5号、6号	8	1,000×2	グリーン購入ふくいネット情報紙
平成14年度 公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書	年1回	108	200	
平成16年度 公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画	年1回	52	200	
低公害車普及啓発パンフレット ～ecoカーライフ始めませんか！？～		8	25,000	
天王川水質保全計画		19	50	
不法投棄等連絡員ハンドブック		22	1,000	
福井県の絶滅のおそれのある野生生物		283	800	
平成14年度 福井県鳥獣保護区等位置図	年刊	図1枚	2,300	
ナチュラリスト	年3回 39～41号	12	2,100×3	自然保護普及啓発誌
平成14年度 年報（福井県自然保護センター）	年刊	24	500	福井県自然保護センターの事業概要
海遊		13	40	福井県海浜自然センターの事業概要
自然保護センター・海浜自然センターの行事案内		4	5,000	
平成15年度 ガンカモ科鳥類生息調査報告書	年刊	24	100	
福井県自然保護センターリーフレット		1枚	10,000	

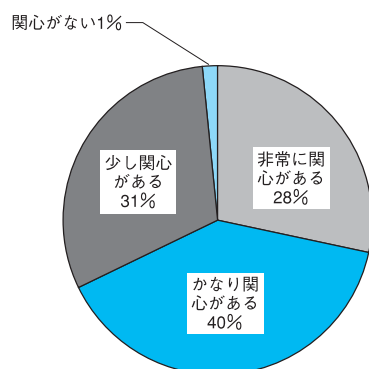
(4) 県政アンケート【環境政策課】

県では、県民の環境に対する意識や取組状況を把握し、今後の施策の参考とするため、平成15年11～12月に環境に関する県政アンケートを実施しました。このアンケートは、県政広聴員と県政広聴員を通じて選んだ20歳以上の県民1,000人にアンケート用紙を配布して実施しました（有効回答率は82.9％）。

ア 環境問題に対する関心について

環境問題に対する関心は、前回（平成12年度）の県政アンケート結果と同様、約7割の人が「非常に関心がある」、「かなり関心がある」と回答しています。

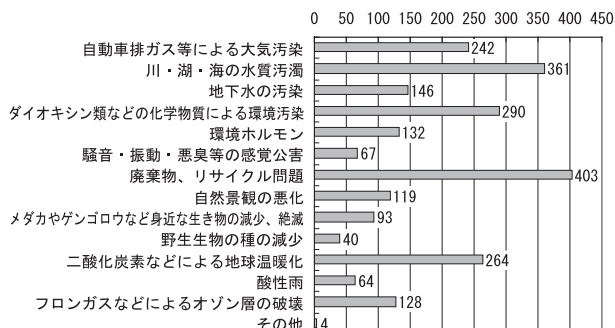
図3-5-7 環境問題に対する関心について



イ 関心のある環境問題について

前回の結果とほぼ同様に、「廃棄物、リサイクル問題」に対する関心が最も高く、次いで「川・湖・海の水質汚濁」、「ダイオキシン類などの化学物質による環境汚染」、「二酸化炭素などによる地球温暖化」となっています。

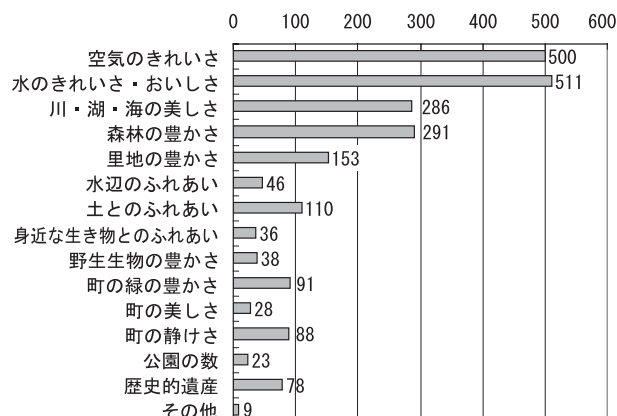
図3-5-8 他県と比較して福井県の環境が優れている点について



ウ 他県と比較して福井県の環境が優れている点について

「水のきれいさ・おいしさ」に対する関心がもっとも高く、次いで「空気のきれいさ」となっています。

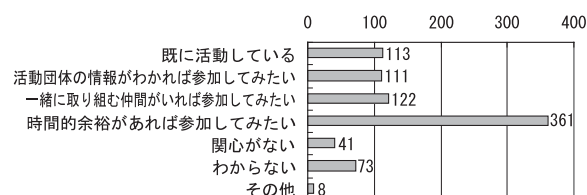
図3-5-9 他県と比較して福井県の環境が優れている点について



エ 環境保全活動やボランティア活動について

「既に活動している」（13.6％）、「活動団体の情報がわかれば参加してみたい」（13.4％）、「一緒に取り組む仲間がいれば参加してみたい」（14.7％）、「時間的余裕があれば参加してみたい」（43.5％）をあわせると85.2％の人が活動に関心をもっています。が、前回の89.1％と比較すると減少しています。

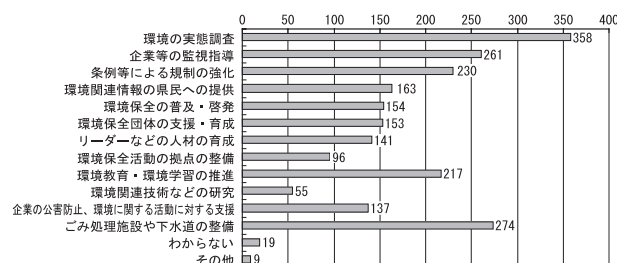
図3-5-10 環境保全活動やボランティア活動について



オ 環境保全に関する行政の役割について

「環境の実態調査」が最も高く、次いで「ごみ処理施設や下水道の整備」、「企業等の監視指導」となっています。

図3-5-11 環境保全に関する行政の役割について



(5) 公害苦情【環境政策課】

平成15年度に、県、市町村および県警察本部が受け付けた公害に関する苦情件数は、644件であり、前年度に比べ103件（19%）増えています。

典型7公害に関する苦情は、534件あり、公害の種類別にみると、大気汚染が最も多く、以下、水質汚濁、騒音、悪臭、振動と続いています。近年、ダイオキシン類特別措置法や廃棄物処理法（野焼きの禁止）の改正により、野焼き等への県民の関

心が高まり、大気汚染に係る苦情件数が増えています。

典型7公害以外の苦情は110件であり、廃棄物の不法投棄に関する苦情が79件と最も多くなっています。

また、苦情件数を発生源別にみると、製造業が最も多く、以下、建設業、家庭生活と続いています。

図3-5-12 公害の種類別苦情件数の推移

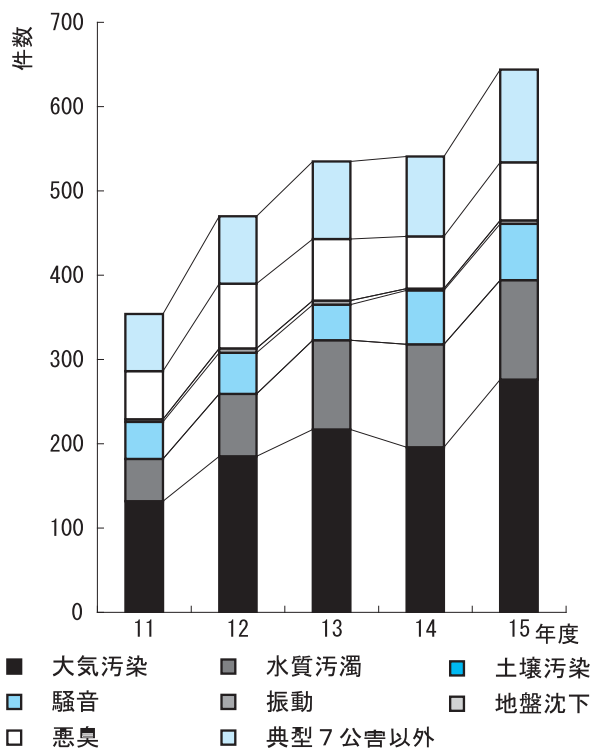
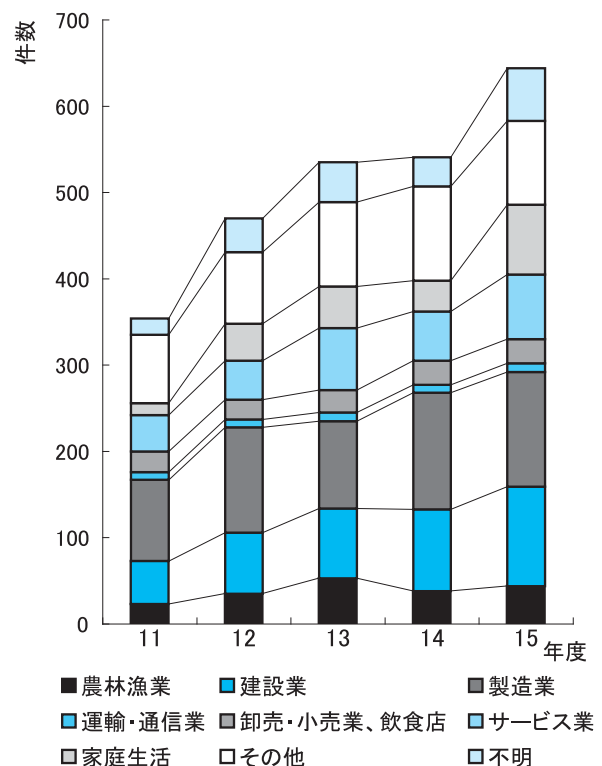


図3-5-13 公害の発生源別苦情件数の推移



(6) 公害紛争処理【環境政策課】

通常の公害苦情の処理では解決できない公害に関する紛争を迅速かつ適正に解決するため、裁判所による司法的解決とは別に、「公害紛争処理法」に基づいて県に公害審査会が設置されています。

福井県公害審査会は、医師、弁護士等の学識経験者12人で構成され、あっせん、調停、仲裁の手続を行います。

平成15年度において、あっせん、調停、仲裁の申請はありませんでした。

(7) 公害事犯の取締り【環境政策課】

警察および海上保安庁では、県民の健康保護と生活環境保全のため、環境関係法令に基づき取締りを実施しています。

平成15年中に検挙した公害事犯の件数は、警察18件、海上保安庁1件であり、いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したものでした。